

報告案の頁	該当箇所	意見
公的な電話リレーサービスの提供の条件・費用負担など		
P. 7	①対象の通訳方法について	「手話言語」「文字」のいずれも対象としてほしい。
P. 8-9	②利用者の範囲	電話の利用範囲と同等に、利用者の範囲を限定せず、聞こえる・聞こえないを問わず、通話の双方向化を進めてほしい。
P. 9-11	③利用用途や利用時間の制限	利用用途や内容に制限を設けないこととし、電話による本人認証も電話リレーサービスによって可能としてほしい。
P. 11-14	④緊急通報の要件	<p>できるだけ早く電話による緊急通報と同様の利用環境の整備が必要である。電話リレーサービスにこだわらず、「手話言語」、「文字」のいずれの方法でも緊急通報できる仕組みを整備してほしい。</p> <p>管轄省庁（警察庁・消防庁・海上保安庁）の違いがあっても通報方法は統一してほしい。</p>
P. 14-16 P. 18-22	⑤利用時間・利用料金	<p>24時間365日の提供をしてほしい。</p> <p>音声通話の利用料金と同程度の料金体系としてほしい。</p>
P. 16-18	⑥実施体制	<p>聴覚障害者情報提供施設は、聴覚障害の特性を把握し、これを踏まえた社会参加支援の役割を担い、福祉面だけでなく、手話言語の使用環境づくり、意思疎通や意思形成・決定への支援、教育、医療、就労、司法、そして放送・通信、ICT活用など幅広い業務を行っている。その一つとして電話リレーサービス事業を現在12の聴覚障害者情報提供施設が実施している。当面、完全な公的通信インフラとして整備されるようになるまでの段階的なものとして、これを継続していただきたい。</p> <p>今後の利用者、利用回数の伸びを考えるとこれを安定的に支えるオペレーター、サービス提供事業所は多数必要となる。そのためには電話リレーサービスの運営機構を設け、実際の事業は複数のサービス事業者（聴覚障害者情報提供施設を含む）に委託する形が望ましい。</p> <p>24時間365日体制での事業は、聴覚障害者</p>

P. 16-18		<p>情報提供施設で担うことは無理があるが、24時間365日体制は、聴覚障害者情報提供施設とは別の事業体が担うこととする住み分けを行ってほしい。</p> <p>聴覚障害者情報提供施設は、地域の手話言語及び方言に対応し、地域の個々の聴覚障害者の特性を把握している手話オペレーターを用意できるので、聴覚障害者の社会参加支援、特にICT活用面において、円滑に電話リレーを利用する支援ができる。</p> <p>電話オペレーター雇用に係る費用は、電話リレーサービス運営にかかる関連財源から出ることが望ましい。</p> <p>電話リレーサービスの利用の際、サービス事業者を選択するリストが使えないシステムになることも考えられるが、手話オペレーターについては、地域（サービス事業者）の選択ができるシステムも取り入れてほしい。</p>
P. 22-24	⑦スケジュール	<p>日本財団のモデル事業終了（2021年3月末）後、切れ目のないスムーズな移行を希望する。そのために、報告書をまとめられたワーキンググループと同様に国、関係団体、関係事業者、学識経験者等により構成された委員会により報告書の具体化を進めてほしい。</p> <p>日本財団のモデル事業終了後（2021年4月以降）は、電話リレーサービス事業の運営機構を設け、その中で利用者の意見が反映できる仕組みを確保してほしい。</p> <p>情報通信技術委員会で法改正を検討していくと思うが、きちんと取り組んでほしい。</p>
オペレーターとなり得る通訳者（手話言語・文字）の要件等		
P. 26-27	① オペレーターとなり得る通訳者（手話言語・文字）の要件について	<p>手話オペレーターについては、手話通訳士・手話通訳者をベースとし、政見放送研修会のように数日間の研修会を総務省主催で設け修了証をもって資格付与としてはどうか。</p> <p>文字オペレーターの要件については、要約筆記と文字通訳の違いを見極め、慎重に検討してほしい。</p>

<p>P. 27-29</p>	<p>② オペレーターとなり得る通訳者（手話言語・文字）の養成と確保について</p>	<p>養成のカリキュラム・ガイドラインは聴覚障害の当事者団体及び、全国手話通訳問題研究会・日本手話通訳士協会・全国手話研修センター等の関係団体から意見を聞き作成してほしい。</p> <p>また、養成にかかる費用は、電話リレーサービス事業の関連財源から捻出できるよう国が責任をもって仕組みを作してほしい。</p>
	<p>③ オペレーターとなり得る通訳者（手話言語・文字）の待遇について</p>	<p>通訳者の待遇は正職員として雇用することが望ましい。また非正規職員もしくは登録者派遣の方法で行うときは、手話通訳・要約筆記者の賃金・謝礼料に上乗せする賃金設定を最低基準として出すことが望ましい。</p>